

第4期対策（平成27年度～平成31年度）

中山間地域等直接支払 制度のあらまし



管理された協定農用地（栗原市金成末野地区下浦山集落協定）

宮城県農林水産部農村振興課

平成27年7月

I. 制度の目的

宮城県では、平成12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組んでおりますが、第3期対策(平成22年度～平成26年度)では、県内の232協定、2,100haの農用地において、適切な農業生産活動が継続され「耕作放棄地の発生防止」や「多面的機能の維持増進」等が図られてきました。

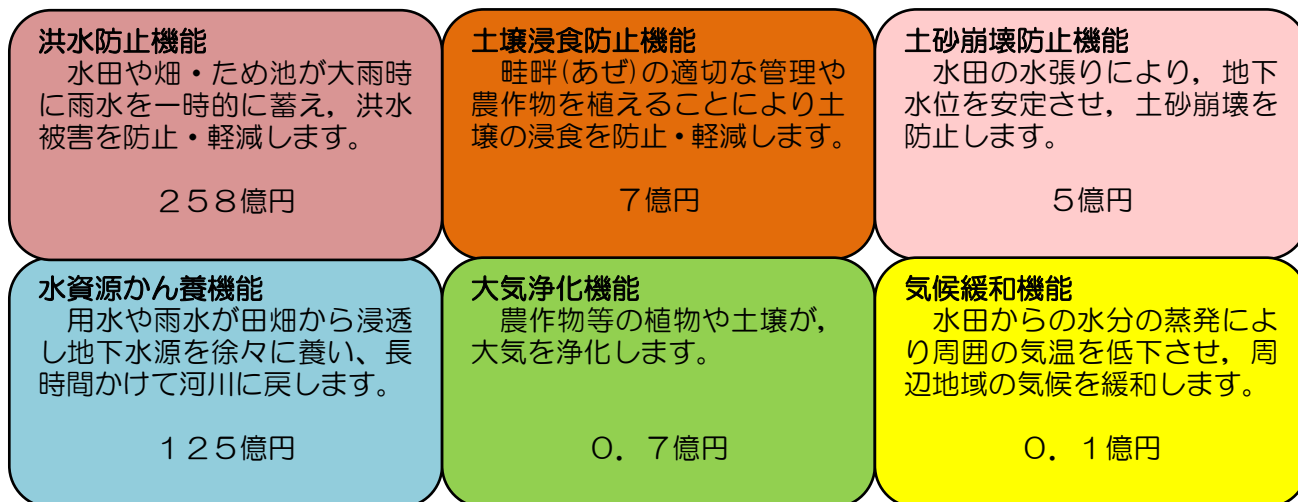
平成27年度から平成31年度までの5か年を事業期間とした第4期対策においては、中山間地域等における農業生産活動を将来に向けて維持するための活動を支援し、新たな人材の確保や集落間での連携した活動づくりを後押しするとともに、超急傾斜地の農用地の保全・活用に関する活動支援を強化するとの考えの下で、本制度を継続的に実施します。

II. 中山間地域の農業・農村が持つ多面的な機能

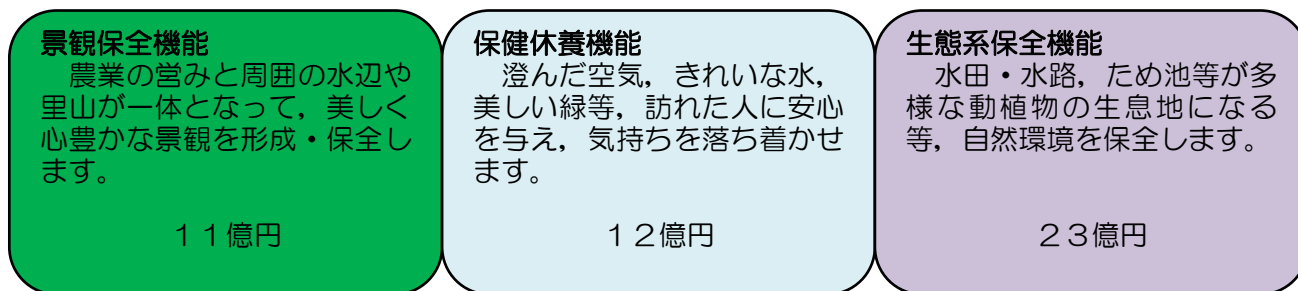
宮城県の中山間地域の農業・農村では、米や野菜等の食料の生産の他に、水田の貯水による洪水の防止、地下水のかん養、美しい田園風景の保持等、様々な役割を持っています。

◎多面的機能の評価額 (平成13年算定)	宮城県全体	2,287億円
	中山間地域	468億円(20.4%)

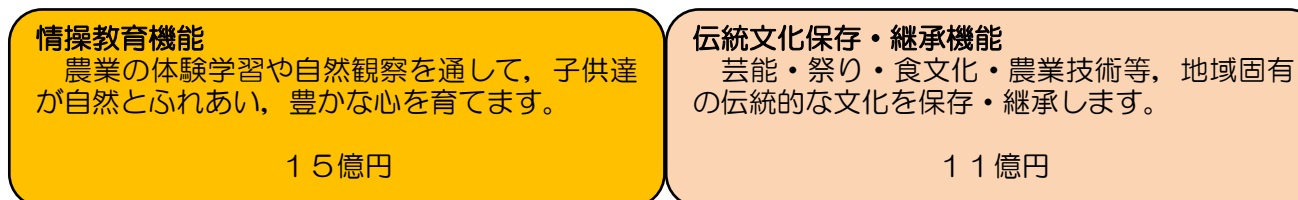
○国土を保全する働き



○快適な農村空間を提供する働き



○自然体験・伝統文化継承等の場



Ⅲ. 制度の基本的な考え方

中山間地域等直接支払制度とは、中山間地域などの農業生産条件が不利な地域において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

- 制度のポイント
- 山村、過疎地等の傾斜農用地等が対象
 - 「協定」を締結し、5年以上農業生産活動等を行う農業者へ交付
 - 交付金の使途は協定参加者の合意で定めるため、特に制限はありません。(注1)

Ⅳ. 制度のしくみ

1. 対象となる地域

(1) 通常地域

宮城県では、「特定農山村法」「山村振興法」「過疎法」「離島振興法」の4法の指定を受けた地域(注2)が該当します。

(2) 県特認地域

宮城県では、国のガイドラインをそのまま運用し、県特認地域としています。
県特認地域とは、通常地域以外で、以下の一定の基準を満たす地域が該当します。

4法の指定地域以外で、以下の(1)、(2)、(3)のいずれかの要件を満たす地域の中で、(4)の要件を満たす農用地であること。

- (1) 4法指定地域に地理的に接する農用地(注3)
- (2) 農林統計上の中山間地域(旧市町村単位で指定)(注4)
- (3) 既成市街地等に該当せず、次のア～ウまでの要件を満たす地域(注5)
 - ア 農林業従事者割合が10%以上または農林地率が75%以上
 - イ DID(人口集中地区)からの距離が30分以上
 - ウ 人口減少率(平成17年～平成22年)が3.5%以上で、かつ、人口密度150人/k㎡未満であること
- (4) 次のアからエまでのいずれかの要件を満たすこと
 - ア 傾斜農用地(田1/100以上、畑、草地、及び採草放牧地8割以上)
 - イ 自然条件により小区画・不整形な田
 - ウ 草地比率が高い(70%以上)地域の草地
 - エ 高齢化率・耕作放棄地率の高い農地

(注1)：ただし、共同活動費は、協定の共同取組活動と目される内容に支出することが望ましいとされています。

(注2)：裏表紙にある地図の赤色塗りつぶしの区域となります

(注3)：15ページにある地図の青色線部分の区域となります

(注4)：15ページにある地図の黄色塗りつぶしの区域となります

(注5)：注2から注4以外で、DIDからの距離が30分以上要する区域に該当する区域はないと判断しています

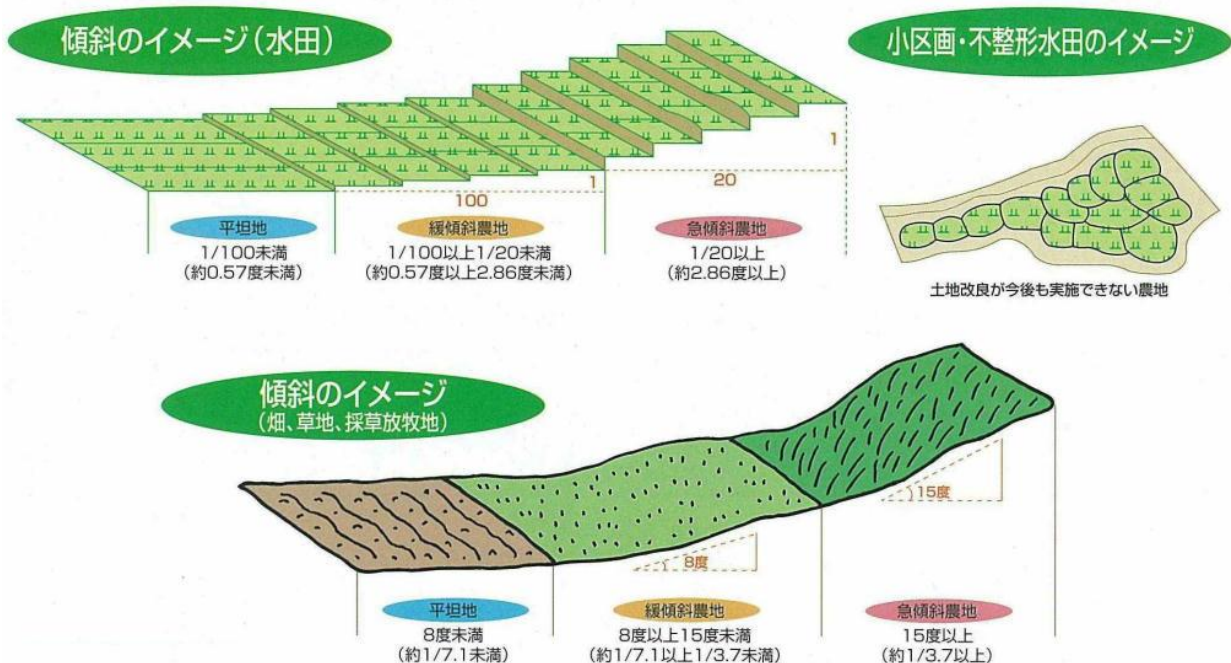


2. 対象となる農用地

対象地域内にある1ha以上（一団）の農用地，または複数の団地の合計面積が1ha以上で，以下に該当する農振農用地が対象となります。

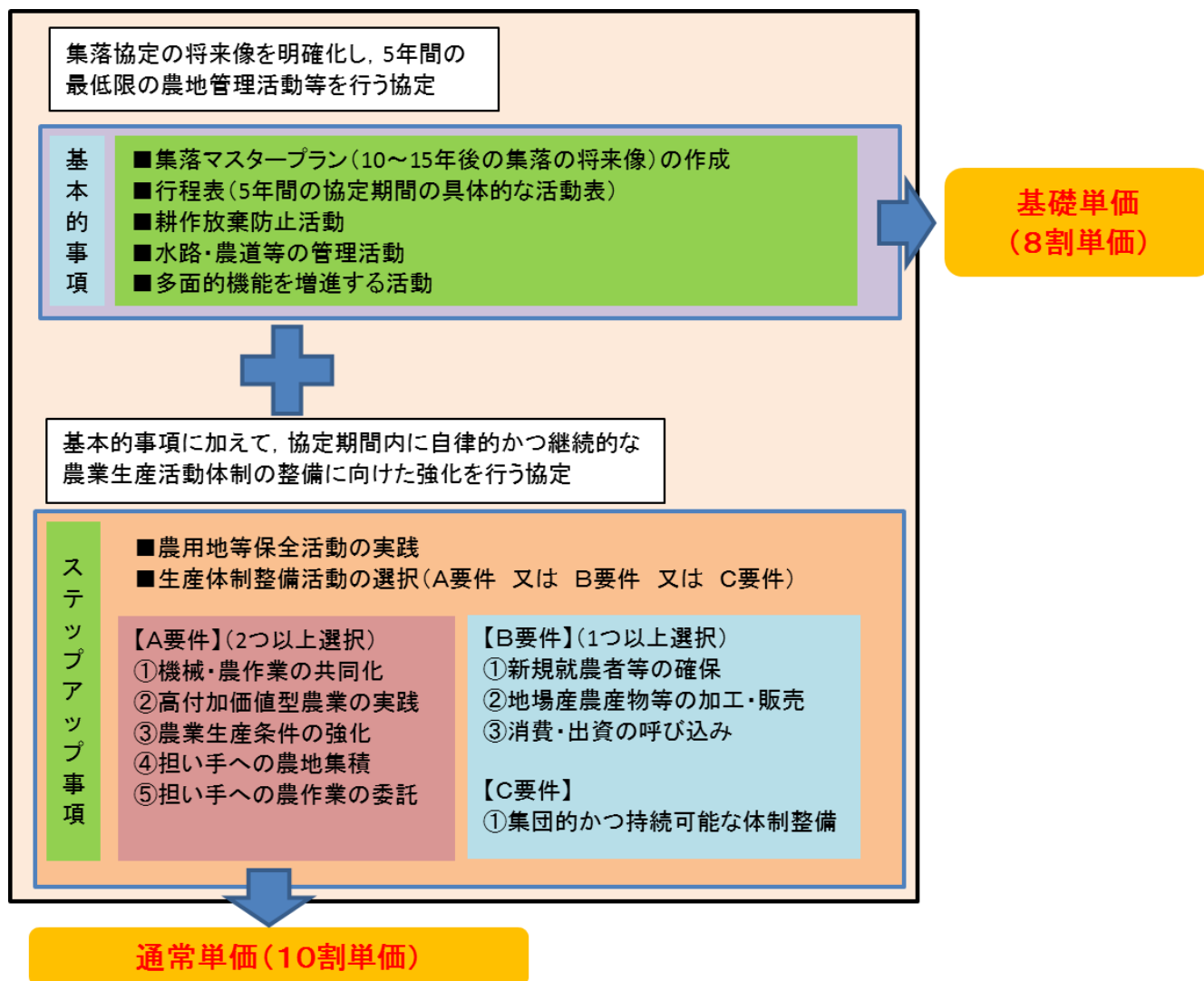
- | | | | |
|---|---|-------|--------|
| 1 | 傾斜度が田で1/20以上，畑・草地で15度以上 | | 急傾斜農用地 |
| 2 | 自然条件により小区画・不整形な水田
団地内の全ての田が不整形で，ほ場整備ができない。
30a未満の区画の合計面積が，団地内の田の80%以上。平均面積が20a以下。 | | |
| 3 | 地域選択（市町村長の判断）で指定される農用地 | | |
| ① | 傾斜度が田で1/100以上1/20未満，畑・草地で8度以上15度未満 | .. | 緩傾斜農用地 |
| | a 急傾斜農用地と流域で連担している場合 | | |
| | b 緩傾斜農用地という条件に農業生産条件の不利性が加わる場合 | | |
| | ・高齢化率：30%以上，耕作放棄率：田5%以上，畑10%以上 | | |
| ② | 農業従事者の高齢化率が高く，かつ耕作放棄率の高い農用地 | | |
| | ・高齢化率：40%以上，耕作放棄率：田8%以上，畑15%以上 | | |

対象となる農用地のイメージ図



3. 交付金の交付の対象となる行為

「集落協定」を締結して、5年間以上、農業生産活動等を実施する必要があります。



4. 実施期間

第4期対策は、平成27~31年度までの5年間となります。

平成28年度以降に本制度に取り組む場合は、協定を締結した年度から5年間の活動が必要となります。

例えば、平成28年度に協定を締結した場合は、第4期対策の期間にかかわらず、平成32年度まで活動を継続する必要があります。

5. 交付金の対象者

集落協定に基づき、5年以上継続して農業生産活動等を行う農業者等が対象となります。

ただし、一定の算定式のもと都市部（仙台市）の勤労者1人当たりの平均所得を上回る方は、交付金の交付対象者から除かれます。

6. 交付金の単価

5年間の耕作放棄地発生防止等の活動を行う協定（8割単価）と、農業生産活動等の体制整備に関する一定の要件を満たす協定（通常単価）との間で、段階的な単価設定となります。

さらに積極的な取組みを行う協定には「加算単価」が受けられます。なお、第4期対策からは、加算措置を受けるためには、通常単価を選択することが必要となりました。

(1) 通常・8割単価 (交付単価は10aあたり)

地目	区分	通常単価	8割単価
田	急傾斜	21,000円	16,800円
	緩傾斜	8,000円	6,400円
	小区画・不整形	8,000円	6,400円
畑	急傾斜	11,500円	9,200円
	緩傾斜	3,500円	2,800円
草地	急傾斜	10,500円	8,400円
	緩傾斜	3,000円	2,400円
	草地比率の高い草地	1,500円	1,200円
採草放牧地	急傾斜	1,000円	800円
	緩傾斜	300円	240円

※通常単価と8割単価のいずれかを選択

(2) 加算単価 (交付単価は10aあたり)

取組項目	交付単価	備考
①集落連携・機能維持加算 (広域化)	全ての地目に対して 3,000円	複数の集落が統合した、おおむね50戸以上 (注1)の集落協定を締結した上で、一定の要件 を満たす取組(注2)の実施に主導的な役割を果 たす人材を確保し、その取組を行う場合の加算
②集落連携・機能維持加算 (小規模・高齢化集落支援)	田 4,500円 畑 1,800円	小規模・高齢化集落の農用地を協定に取り組ん だ場合の加算
③超急傾斜農地保全管理加算	田 6,000円 畑 6,000円	田で傾斜1/10以上、畑で20度以上の超 急傾斜地の保全等の取組(注3)を行う場合の加 算

(注1) 市町村長の判断により、要件を緩和することができます。

(注2) 9ページの「農業生産活動の体制整備」のための取組のうち、A要件の①、④、⑤のいずれか又はB要件の②、③のいずれかの要件を達成することが条件となります。

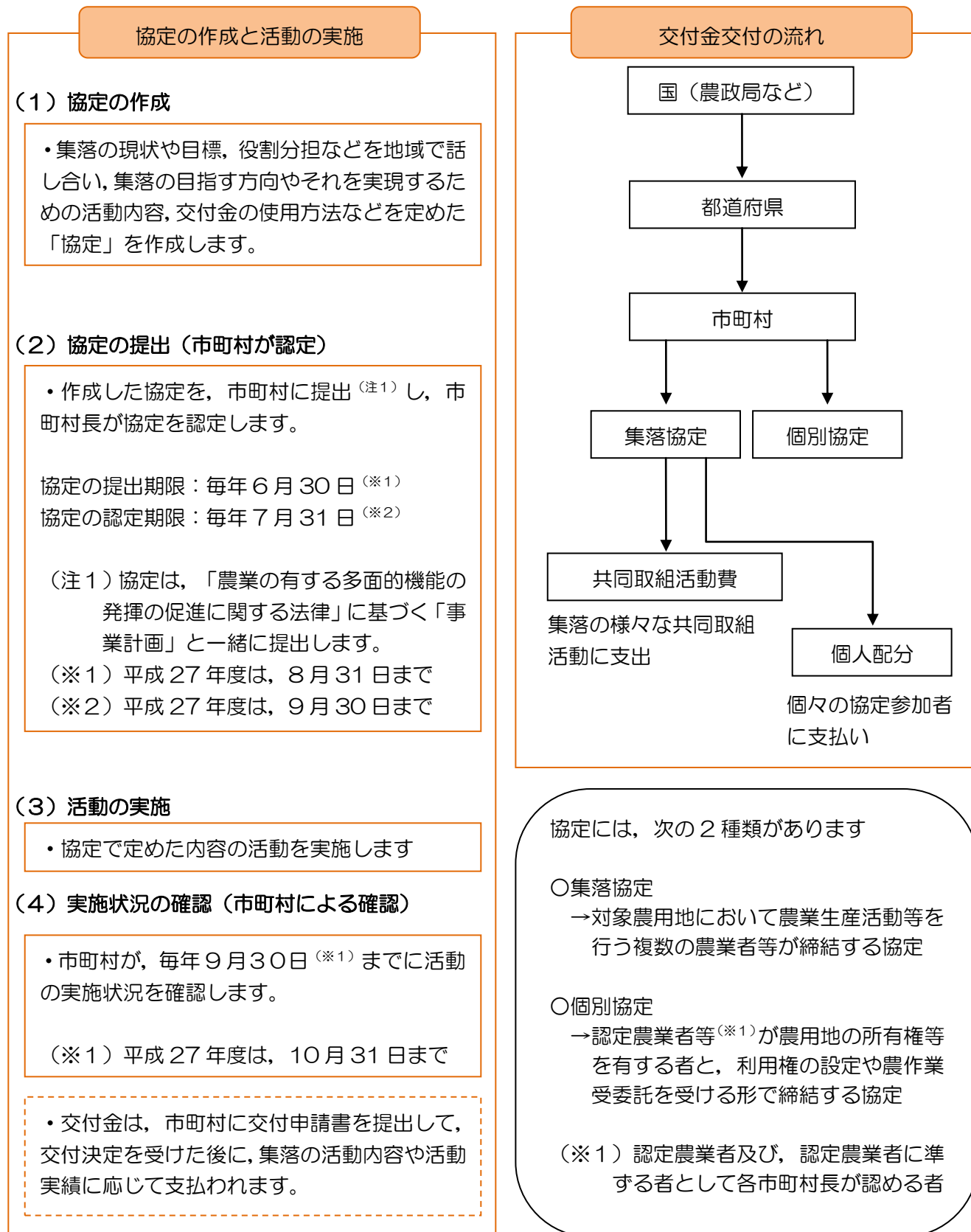
(注3) 具体的に加算対象となる取組に関しては、市町村の担当課にご確認ください。

(3) 負担割合

通常地域 国：1/2 県：1/4 市町村：1/4
 県特認地域 国：1/3 県：1/3 市町村：1/3

7. 手続きの流れ

事業に取り組むために「協定」を締結してから、活動を実施し、交付金の交付に至るまでの流れは次のようになっています。



8. 制度実施のポイント（必須事項）

○ 集落の将来の姿を決めましょう！

制度に取り組むためには、「集落マスタープラン^(注1)」を作成することが、必要となります。集落マスタープランには、以下の事項を記載する必要があります。

①集落の将来像（10～15年後の集落の姿）

■現在の集落の状況等を踏まえて、集落の将来像を決めましょう。

- (例) ・将来は、集落で中心となる担い手へ農地や農作業を集積していきます。
 ・将来は、集落を基礎とした営農組織をつくっていきます。
 ・将来は、周辺の集落の担い手等と連携をはかっていきます。

②将来像を実現するための活動や、5年間の目標

■今後5年間で実施する活動内容や目標を決めましょう。

- (例) ・5年間で、農業機械の共同利用を〇%増加していきます。
 ・5年間で、集落内の担い手へ〇%利用権の設定を増加していきます。
 ・集落内の非農家や非対象農家の方々〇人と、一緒に道路や水路の管理を実施していきます。

③5年間の活動工程表

■毎年実施する活動の計画を立てましょう。

- (例) ・1年目は、集落内の話し合いにより、〇〇の目標を決定します。
 ・2年目以降は、〇〇の目標達成のため、△△の活動を□□%まで実施します。
 ・5年目は、〇〇の目標を達成します。

(注1) 集落協定書（2号事業様式）の第4に集落の将来像、将来像を実現するための目標と活動計画などを記載することが、集落マスタープランの作成にあたります。（協定書の他に、別に「集落マスタープラン」を作成するものではありません）

○ 集落で（最低限）実施する活動を決めましょう！

「耕作放棄の防止等の活動」「水路・農道等の管理活動」^(注1)は、毎年実施する必要があります。「多面的機能を増進する活動」は、最低1項目選択して、毎年実施する必要があります。

分 類		具 体 的 に 取 り 組 む 行 為
農業生産活動等 (必須)	耕作放棄の防止等の活動	適正な農業生産活動を通じた、耕作放棄の防止、耕作放棄地の復旧や畜産的利用、高齢農家・離農者の農用地の賃借権設定、法面保護・改修、鳥獣被害の防止、林地化等
	水路・農道等の管理活動	適切な施設の管理・補修（泥上げ、草刈り等）

多面的機能 を増進する 活動 (右のうち1 以上選択)	国土保全機能を高める取組	土壌流防に配慮した営農の実施，農用地と一体となった周辺林地の管理等
	保健休養機能を高める取組	景観作物の作付け，市民農園・体験農園の設置，棚田のオーナー制度，グリーン・ツーリズム
	自然生態系の保全に資する取組	魚類・昆虫類の保護（ビオトープの確保），鳥類の餌場の確保，粗放的畜産，環境の保全に資する活動

(注1)

中山間地域等直接支払の協定で管理活動の対象としている水路・農道が，多面的機能支払の活動計画書に位置づけた水路・農道と同一である場合，協定書にそのことを記載した上で，農業生産活動等のうち「耕作放棄の防止等の活動」から2つ以上を選択して取り組む必要があります。

9. 制度実施のポイント（ステップアップ事項）

○農業生産活動の体制を整備しましょう！

前向きな取り組みを実施する集落協定には、「通常単価」が交付されます。



（1）以下の内容を「実施区域位置図」に記載し、活動を実践しましょう！

以下の①～⑥を実施区域位置図に記載するとともに、①～⑥の活動を実践しましょう。

- ① 農地の法面、水路・農道等の補修・改良が必要となる範囲又は位置
- ② 既荒廃農地の復旧又は林地化を実施する範囲
- ③ 農作業の共同化又は受委託等が必要となる範囲
- ④ 自己施工の箇所、整備内容、受益する農地の範囲及び面積（A要件「③農業生産条件の強化」を選択した場合に記載）
- ⑤ 農地の保全活動を行う担い手、活動内容、活動農用地の範囲及び面積（B要件「③消費・出資の呼び込み」を選択した場合に記載）
- ⑥ その他、将来にわたって適正に協定農用地を保全していくために必要となる事項に関する範囲

(2) 農業生産活動の体制整備 (A要件, B要件, C要件) を達成しましょう!

A要件 (右のうち2つ以上選択)	①機械・農作業の共同化 ^(注1)	基幹的農作業 ^(注2) のうち、1作業以上の作業で機械又は施設を共同利用する面積が、農用地面積の10%、又は0.5haのうち、いずれか多い方の面積以上の増加となること。 ^(注3)
	②高付加価値型農業の実践	新規作物導入、有機農業等の高付加価値型農業を実施する面積が、協定農用地面積の5%、又は1haのうち、いずれか少ない方の面積以上の増加となること。
	③農業生産条件の強化	自己施工により受益する対象農用地面積が、協定農用地の5%、または0.5haのうち、いずれか多い方の面積以上の増加となること。
	④担い手への農地集積	地域農業の核となる集積対象者(担い手)と集落協定参加者との間で、利用権の設定等がなされる農用地面積の合計が協定農用地面積の5%以上の増加となること。
	⑤担い手への農作業の委託 ^(注1)	地域農業の核となる集積対象者(担い手)と集落協定参加者との間で、基幹的農作業 ^(注2) のうち1種類以上の作業受委託契約がされる農用地面積の合計が協定農用地面積の10%、又は0.5ha以上のうちいずれか多い方の面積以上の増加となること ^(注3) 。
B要件 (1つ以上選択)	第4期対策のB要件では、集落協定に新規参加者(若者、女性、NPOなど)1名以上の参加を得た上で、下の①から③の活動に、新規参加者が主体となって取り組む必要があります。	
	①新規就農者等の確保	ア. 集落協定に新規就農者1名以上の参加があること。 イ. 生産組織等のオペレーターとして新たに雇用される者、又は集落協定に新たに参加する農業者(認定農業者等)1名以上の参加があること。
	②地場産農産物等の加工・販売	地場産の農産物等の加工が可能な施設があり、当該施設において加工された加工品等の販売の取り組みを実施すること。
	③消費・出資の呼び込み	棚田オーナー制度、市民農園、観光農園、学校等と連携した体験農園の実施面積、NPO法人、企業、その他市町村長が地域農業を担う者と認める者の耕作面積の合計が協定農用地の5%、又は0.5haのいずれか多い方の面積以上となること。
C要件	①集団的かつ持続可能な体制整備	協定農用地において、集落協定に参加する農業者等が高齢化等により農業生産活動等の継続が困難となり、農用地が耕作放棄されるおそれが生じた場合に、当該農用地について農業生産活動を継続し得る体制を構築し、集落協定に位置づけたものに限る。

(注1) : A要件の①と⑤に関しては、より積極的な取り組みを行う場合には、①又は⑤のみを選択しても通常単価の交付を受けられる場合があります。

(注2) : 基幹的農作業 : 田においては、耕起、代かき、田植え、病害虫防除、収穫、乾燥・調製

(注3) : これまでに一定の取り組み実績がある場合には、別途条件が設定されています。

【参考資料①「農業の有する多面的機能発揮の促進に関する法律」について】

「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」は、農業の有する多面的機能の維持・発揮のための地域の共同活動や営農活動に対し、国・都道府県及び市町村が支援を行うものであり、平成27年4月から施行されました。

中山間地域等直接支払交付金は、多面的機能支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金とともに、「日本型直接支払制度」として、この法律に基づいて実施されています。

法律に基づく措置となることで、これらの制度が安定的に実施されます。

日本型直接支払制度

多面的機能支払^(※1)

- ・農地維持支払交付金
(3,000円/10a)
- ・資源向上支払交付金(共同活動)
(2,400円/10a)
- ・資源向上支払交付金(長寿命化)
(4,400円/10a)

中山間地域等直接支払

- ・農業生産活動を継続する活動
(急傾斜田：21,000円/10a など)

環境保全型農業直接支払^(※2)

- ・有機農業(化学肥料及び化学合成農薬を使用しない農業)の取組
(8,000円/10a)
- ・化学肥料及び化学合成農薬の5割低減取組とセットで行う取組
 - ①緑肥の作付け
(8,000円/10a)
 - ②堆肥の施用
(稲わら堆肥以外の堆肥
2,200円/10a など)

※1 多面的機能支払の交付金額は、市町村の裁量により、このパンフレットに記載されている単価と異なる場合があります。

※2 環境保全型農業直接支払の交付金額は、予算の範囲内で交付するため、交付申請額が予算を上回った場合は、交付金の額を調整します。

【参考資料②第4期対策の主な見直しのポイント】

(農水省パンフレットより一部抜粋)

第4期対策では、これまでの制度の枠組みを維持しながら、次のような制度の拡充・強化を行います。

1. 農業や集落を将来にわたって維持するための取組への支援を強化します。

(1) 集落活動への女性・若者等の参加を促進

協定参加者に女性，若者，NPO等を新たに1名以上加え，次の項目から1つ以上を選択して取り組みます。(体制整備のための取組のB要件が該当)

- ①新規就農者による営農(新規就農者の参加など)
- ②農産物の加工・販売
- ③消費・出資の呼び込み(棚田オーナー制度など)

(2) 複数の集落が連携して行う農業生産活動等の体制づくりを推進

①集落連携・機能維持加算(協定の広域化支援)

複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し，新たな人材を確保して，農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合，協定農用地全体に加算します。

【加算額】

3,000円/10a

※地目に関わらず一定

A・B・Cの各協定が一緒になって，新しい協定を締結し，活動を行う



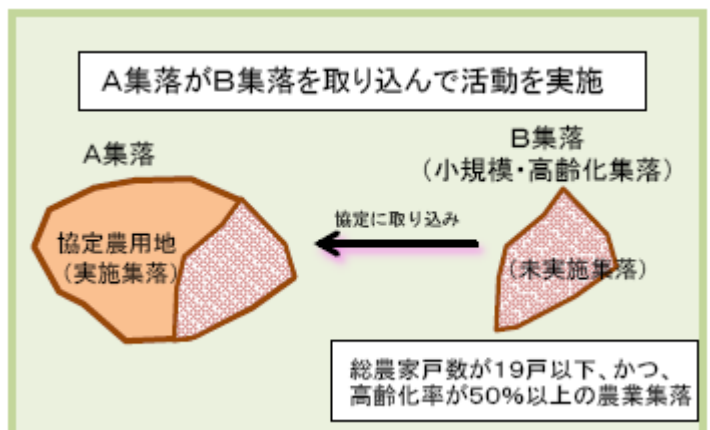
②集落連携機能維持加算(小規模・高齢化集落支援)

本制度の実施集落が，小規模・高齢化集落の農地を取り込んで農業生産活動を行う場合，新たに取り込んだ農用地面積に加算します。

【加算額】

田：4,500円/10a

畑：1,800円/10a



- (3) 超急傾斜地の農用地の保全・活用を支援
 傾斜が田で1/10以上、畑で20°以上の超急傾斜地の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当する農用地面積に加算します。

【加算額】

田・畑：6,000円/10a



2. 集落の活動に取り組やすいよう交付金返還ルールを見直します。

- ・5年間の農業生産活動の継続ができなくなった場合に、交付金の返還免除となる事由を追加

交付金の返還を免除する場合（赤文字下線が第4期対策から追加）

【交付金の返還を全て免除】

- 農業者の死亡、高齢又は農業者本人若しくはその家族の病気その他これらに類する事由により、農業生産活動等の継続が困難な場合
 （※ただし、C要件に取り組む協定を除きます）
- 自然災害の場合
- 農業者等が農業用施設を建設する場合
- 公共事業により資材置き場等として一時的に使用される場合
- 地域再生法に基づく地域農林水産業振興施設の用地とする場合、など

【交付金の返還を一部免除】

- 新規就農者、農業後継者その他の協定に定められた活動に参加する者の住宅用地とする場合
- 林業又は水産業関連施設の用地とする場合、など

※詳細は、各市町村の担当課へお問い合わせください。

【参考資料③】宮城県における中山間地域等直接支払制度対象市町村一覧表

平成27年4月1日現在

市町村名	法指定地域（旧市町村名）	特認地域（旧市町村名）
白石市	小原村	福岡村，越河村，斎川村，白川村，大鷹沢村
角田市		<角田町> <枝野村> 西根村
蔵王町		宮村
七ヶ宿町	全域	
村田町	富岡村	村田町，川崎町
川崎町	全域	
丸森町	全域	
仙台市	広瀬村，大沢村，秋保村，根白石村	<生出村> <七北田村>
塩竈市	浦戸村	
松島町		全域
大和町	宮床村，吉田村	鶴巣村，<吉岡村>
大郷町		大松沢村
富谷町		<富谷村>
大崎市	岩出山町，真山村，鳴子町，川渡村， 鬼首村，西大崎村，一栗村	<宮沢村> <清滝村> <東大崎村> <高倉村> <志田村> <長岡村> <大貫村>
色麻町		<色麻村>
加美町	全域	
栗原市	全域	
石巻市	飯野川町，二俣村，大川村，鮎川町， 大原村，十三浜村，橋浦村，大谷地村， 雄勝町	萩浜村，稲井村，<桃生村> <中津山村>
女川町	全域	
東松島市		宮戸村，野蒜村，大塩村
登米市	登米町，米川村，錦織村，米谷町， 柳津町，横山村，	<新田村> <北方村> <宝江村> <吉田村> <石越村>
気仙沼市	全域	
南三陸町	全域	

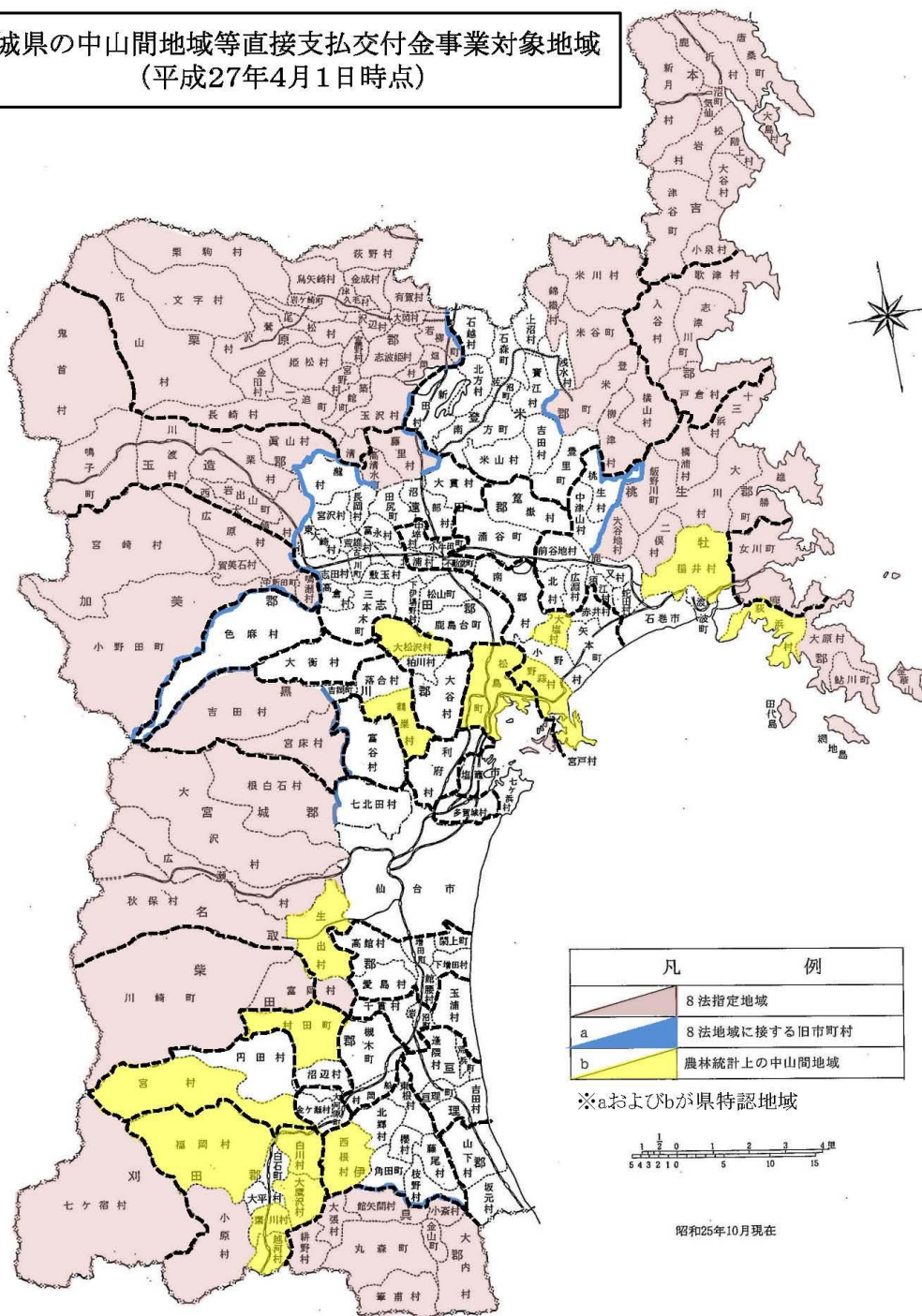
※本資料のIV 1に掲げる地域を県内全体図で示したものです。

※<旧市町村名>は「8法指定地域に接する農地」の要件を満たすため一部の地域が該当する地域です。
(次ページの地図の青線部分が該当します)

※次ページの地図と併せてご覧ください。

制度の対象となる市町村

宮城県の中山間地域等直接支払交付金事業対象地域
(平成27年4月1日時点)



お問い合わせ 宮城県農林水産部農村振興課 農村交流対策班

TEL : 022-211-2866 FAX : 022-211-2890

- 大河原地方振興事務所 農業農村整備部 計画調整班 0224-53-3111 (内線 474)
- 仙台地方振興事務所 農業農村整備部 計画調整班 022-275-9111 (内線 2624)
- 北部地方振興事務所 農業農村整備部 農村振興班 0229-91-0701 (内線 496)
- 北部地方振興事務所栗原地域事務所
農業農村整備部 管理調整班 0228-22-2111 (内線 456)
- 東部地方振興事務所 農業農村整備部 農村振興班 0225-95-1411 (内線 476)
- 東部地方振興事務所登米地域事務所
農業農村整備部 管理調整班 0220-22-6111 (内線 461)
- 気仙沼地方振興事務所南三陸支所 農業農村整備班 0226-46-6908 (直通)